

## 様式 1

### 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称	建築物の耐震改修の計画の認定	
根拠条例・規則名	建築物の耐震改修の促進に関する法律	
条 項	法第17条第3項	
所 管 部 課	建設局 建築部 建築総務課 (電話 : 048-829-1539)	
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	法律 第17条  規則 第28条から第31条  国土交通大臣が定める基準 平成18年 国土交通省告示第185号  国土交通大臣が定める技術上の指針 平成18年 国土交通省告示第184号  さいたま市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成25年11月25日最終改正
標準処理期間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定(申請物件ごとに規模や耐震改修の工法等が違うため標準処理期間を設定することは困難)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成25年11月25日最終改正
	備 考	